

第5次滑川市総合計画改定に係わる今後の予定

日 時	事 項
2月15日	第2回審議会
3月上旬	市長へ答申
3月中旬 (1ヶ月程度)	パブリックコメント（意見公募手続き）※の実施 (ホームページ、市役所窓口、公民館などで)
4月中旬	(必要に応じ) パブリックコメントにおいて提出された意見を踏まえ、総合計画の修正
6月	市議会に議案を提出、議決後 HPで公表、製本・配布

※パブリックコメント（意見公募手続き）とは

市の重要な施策等の立案の過程において、それらの施策等の趣旨や内容などを市民の皆さんに公表し、それらに対する意見等の提出を広く求め、寄せられた意見などを考慮して施策等の決定を行うとともに、寄せられた意見等に対する市の考え方もあわせて公表していく一連の手続きをいいます。

本制度は、市の政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の皆様の市政への参加の機会を確保することを目的としております。